

沖縄県障害福祉計画

第6期

沖縄県障害児福祉計画

第2期

【令和3年4月～令和6年3月】



沖 縄 県

令和2年度障害者週間のポスター原画
沖縄県知事賞・内閣府表彰佳作
「心ひとつにかかる虹」

うるま市立あげな小学校4年

きん いちよう
金武 銀杏さんの作品

(作者からのコメント)

みんなの心と心を音楽で虹のようにつなぎたい。

はじめに

沖縄県では、平成19年3月に沖縄県障害福祉計画（第1期）を、平成30年3月に沖縄県障害児福祉計画（第1期）を策定して以来、障害者及び障害児が必要とする障害福祉サービス等を身近な地域で提供する体制の整備に取り組んでまいりました。

その間、障害福祉サービス事業所の指定及び専門的・広域的な相談支援体制の整備等により、地域における障害福祉サービスの提供体制が整備されるとともに、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行や一般就労への移行については、着実に進展が図られてきました。

一方で、地域生活への移行の一層の促進に向けた相談支援体制の充実・強化、グループホームや民間賃貸住宅の活用による地域の住まいの場の確保、障害福祉サービスに従事する人材の養成及び確保などについて、引き続き取り組む必要があります。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の取組は、SDGsの理念「leave no one behind（誰一人取り残さない）」と重なるところが多く、同様の方向性であることから、第6期計画におきましては、これまでの取組や成果目標に加え、令和元年11月に策定された「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、SDGsの要素を最大限反映することとしました。

今後とも障害者及び障害児の皆様が、身近な地域で安心して生活できるよう支援の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてまいります。

本計画の推進に当たりましては、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心な島」を実現するため、本県の障害者施策の総合的な計画である第4次沖縄県障害者基本計画を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました沖縄県障害者施策推進協議会委員及び沖縄県自立支援協議会委員の皆様並びに関係機関や団体及び県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

子ども生活福祉部長 名渡山 晶子

目 次

I 一障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の策定に当たって	
1 趣旨及び基本理念	1
2 性格と位置づけ	1
3 基本的な考え方	3
4 策定体制、計画期間及び進捗管理	4
5 圏域の設定	5
6 その他	5
II 一障害者等の現状	
1 人口	7
2 障害者等の状況	8
III 一障害者等を取り巻く課題への取組	
1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築	15
(1) 現状及び課題	15
①長期入院精神障害者の状況	15
②福祉施設の入所者の地域生活への移行状況	17
③その他地域生活の支援体制に関する状況	17
(2) 県の取組	19
①長期入院精神障害者の地域移行に関する取組	19
②福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取組	20
③その他地域生活の支援体制整備に関する取組	20
(3) 成果目標	25
①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	25
②精神病床における一年以上長期入院患者数の減少	27
③入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇	28
④地域生活移行者の増加	31
⑤施設入所者数の削減	31
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32
⑦基幹相談支援センターの設置推進	33

【参考・市町村の成果目標】	
①地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
②相談支援体制の充実・強化等	34
③障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	36
(4) サービスの提供体制の確保	37
①訪問系サービス	37
②日中活動系サービス（就労系を除く）	38
③居住支援・施設系サービス	40
④相談支援	42
(5) 地域生活支援事業の実施	44
①市町村事業	44
②県事業	46
2 障害者が働き続けることができる環境の整備	49
(1) 現状及び課題	49
(2) 県の取組	54
(3) 成果目標	60
①一般就労移行者数の増加	60
②就労定着支援事業の利用者及び就労定着率の増加	62
(4) サービスの提供体制の確保	63
①日中活動系サービス（就労系）	63
②相談支援（計画相談支援）【再掲】	64
(5) 地域生活支援事業の実施	66
①市町村事業	66
②県事業	66
3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援 体制の構築	67
(1) 現状及び課題	67
(2) 県の取組	68
(3) 成果目標	72
①難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	72
②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置	72
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	75

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	76
②保育所等訪問支援の充実	76
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	76
【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】	78
(4) サービスの提供体制の確保	80
①障害児通所支援	80
②障害児入所支援	81
③障害児相談支援	82
④日中活動系サービス（短期入所）【再掲】	83
(5) 地域生活支援事業の実施	84
①市町村事業	84
②県事業	84

IV－共生社会の構築等その他必要な事項

1 障害を理由とする差別の解消の推進	87
2 障害者等に対する虐待の防止	87
3 成年後見制度の利用促進	88
4 意思決定支援の促進	88
5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進	88
6 施設における集団感染等の防止	88
7 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備	89
8 その他必要な見込み量の確保のための方策	89

V－圏域ごとのサービス基盤整備計画について

沖縄県全体	91
(1) 北部圏域	93
(2) 中部圏域	95
(3) 南部圏域	97
(4) 宮古圏域	99
(5) 八重山圏域	101

I

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
の策定に当たって

I 障害福祉計画（第6期）及び

障害児福祉計画（第2期）の策定に当たって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、それまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第5期の障害福祉計画（平成18年度から令和2年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」（計画期間：平成26年4月～令和4年3月）を平成26年3月に策定し、令和2年2月に変更しました。

当該基本計画において、沖縄県障害福祉計画（第6期）・沖縄県障害児福祉計画（第2期）（以下、「本計画」という。）は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付けています。

今回、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国の基本指針」^[*]という。）を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、本計画を策定します。

[*] 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）〔最終改正 令和2年5月19日〕

2 性格と位置づけ

(1)本計画は、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、

市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して広域的な見地から策定しています。

- (2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関連する部分と整合をとるものです。そのため、同基本計画の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。
- (3) また、本計画は、本県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」の個別計画として位置づけ、同計画で掲げる施策展開「障害のある人が活動できる環境づくり」との整合性を図ります。
- (4) 令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において地域共生社会の実現に向けた取組の推進等が求められており、これらを踏まえ、本県他計画と調和や整合性を図ることが重要となっています。
 そのため、本計画では、地域における障害者、高齢者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める「沖縄県地域福祉支援計画」や障害福祉に関係する他の県計画と整合を図りつつ、策定しています。
- (5) 本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGs^[*]を推進します。

[*] SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGsとは、2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SDGsの17のゴール

	<p>【目標1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>【目標2】飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>【目標5】ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>
	<p>【目標6】安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標7】エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>【目標9】産業と技術革新の基盤をつくらう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p>【目標10】人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【目標11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【目標12】つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>【目標13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>【目標14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p>【目標15】陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

(出典: 沖縄県SDGs推進方針)

3 基本的な考え方

第4次沖縄県障害者基本計画の実現を目指し、国の基本指針を踏まえながら、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制整備を計画的に推進します。

(1) 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を推進します。

(2) 障害者が働き続けることができる環境の整備

沖縄県における障害者雇用については、民間企業の実雇用率が全国平均を上回り、雇用が拡大している状況がある一方、職場への定着という課題が指摘されています。

障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう

- ・障害者がその特性に応じてそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援
- ・障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援

について取り組みます。

(3) 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。

4 策定体制、計画期間及び進捗管理

(1) 策定体制

本計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」（委員は、障害者や社会福祉関係団体代表、学識経験者等 15 名）及び「沖縄県障害者自立支援協議会」からの意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月から令和6年3月までの3年間とします。

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価をします。

イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

5 圏域の設定

県で設定した障害福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取組によって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計11市11町19村)	市町村名
北部障害福祉圏域 (1市1町7村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害福祉圏域 (3市3町5村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害福祉圏域 (5市5町6村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害福祉圏域 (1市1村)	宮古島市、多良間村
八重山障害福祉圏域 (1市2町)	石垣市、竹富町、与那国町

6 その他

本文の記述は、障害種別等の明示がない場合は基本的に全障害が対象です。精神障害者、障害児など対象が限定されるものはその旨を明示しています。

SDGs?



Ⅱ

障害者等の現状

II 障害者等の現状

1 人口

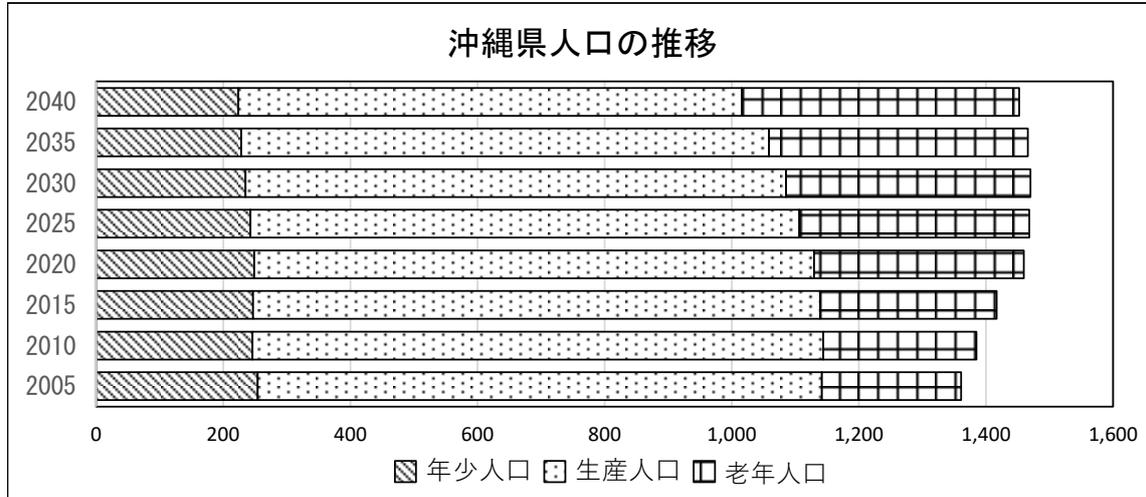
全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県の総人口は増加傾向で推移してきていますが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計では、令和12年(2030年)にピークを迎えた後に減少に転じると見込まれており、本県も人口減少社会となることが予測されています。

平成27年時点で、年少人口(15歳未満)はわずかに増加しているものの、生産人口(15歳から64歳)はこれまで増加傾向にあったものが減少に転じ、老年人口(65歳以上)は増加を続けています。将来的に年少人口と生産人口の減少が見込まれるなか、老年人口が大きく増加することが予想されます。

単位：千人

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)
人口	1,362	1,393	1,434	1,460	1,468	1,470	1,466	1,452
年少人口	254	246	247	249	243	235	228	224
生産人口	888	898	892	881	864	850	831	792
老年人口	219	241	278	330	362	384	407	436

(資料)平成17年、22年、27年は国勢調査(総務省)、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」



圏域別人口

(単位：人)

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	R1(2019)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,457,451
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272	101,444	100,876
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619	499,000	509,611
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219	727,337	739,128
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270	52,380	53,414
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438	53,405	54,422

(資料)平成27年までは国勢調査(総務省)
令和元年は沖縄県推計人口(沖縄県企画部統計課)の令和2年3月データ

2 障害者等の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳交付者数は、令和元年度末で 70,007 人となっており、県人口 1,457,451 人（令和 2 年 3 月時点）の 4.8%となっています。

障害種別に見ると、肢体不自由障害（41.0%）、内部機能障害（40.2%）で全体の8割以上を占めます。経年的にみると、内部機能障害が大きく増加しています。

等級別では、1 級・2 級の比較的重い障害の割合が全体の 50.0%となっています。

身体障害者手帳交付台帳登録数（那覇市含む）の推移（年齢区分別）（単位：件）

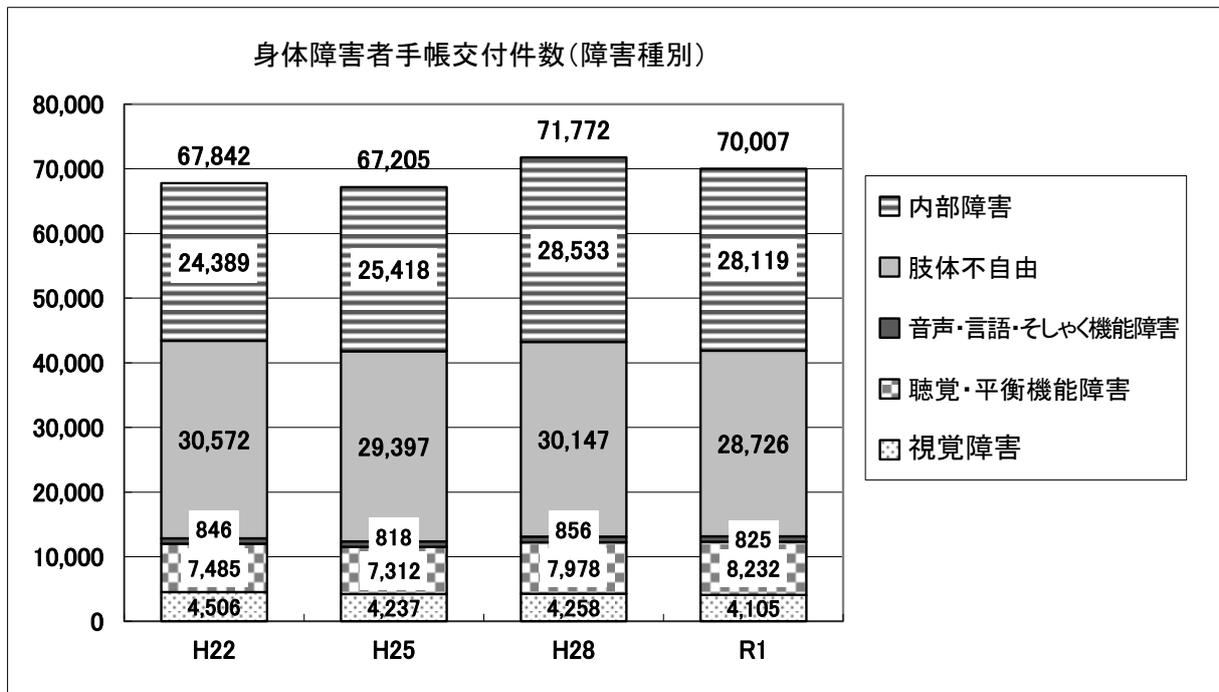
障害種別	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
視覚障害	18歳未満	66	58	61	49
	18歳以上	4,440	4,179	4,197	4,056
	計	4,506	4,237	4,258	4,105
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	196	168	165	146
	18歳以上	7,289	7,144	7,813	8,086
	計	7,485	7,312	7,978	8,232
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	16	16	12	9
	18歳以上	830	802	844	816
	合計	846	818	856	825
肢体不自由障害 （上肢・下肢・体幹・運 動機能）	18歳未満	923	900	876	814
	18歳以上	29,649	28,497	29,271	27,912
	計	30,572	29,397	30,147	28,726
内部機能障害 （心臓・腎臓・呼吸器・ぼう こう直腸・小腸・免疫・肝機 能）	18歳未満	261	273	276	269
	18歳以上	24,128	25,145	28,257	27,850
	計	24,389	25,418	28,533	28,119
合 計	18歳未満	1,462	1,415	1,390	1,287
	18歳以上	66,336	65,767	70,382	68,720
	年齢不明	44	23	-	-
	合計	67,842	67,205	71,772	70,007

出典：福祉行政報告例

圏域別 身体障害者手帳交付台帳登録数（那覇市含む）（令和元年度）（単位：件）

障害種別	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
視覚障害	18歳未満	4	15	29	0	1	49
	18歳以上	344	1,272	1,942	272	226	4,056
	計	348	1,287	1,971	272	227	4,105
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	11	61	65	7	2	146
	18歳以上	542	2,774	3,715	537	518	8,086
	計	553	2,835	3,780	544	520	8,232
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	2	5	1	0	9
	18歳以上	73	261	384	42	56	816
	合計	74	263	389	43	56	825
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	49	302	415	24	24	814
	18歳以上	2,286	9,380	13,405	1,347	1,494	27,912
	計	2,335	9,682	13,820	1,371	1,518	28,726
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	19	99	139	6	6	269
	18歳以上	1,883	9,958	14,235	803	971	27,850
	計	1,902	10,057	14,374	809	977	28,119
合計	18歳未満	84	479	653	38	33	1,287
	18歳以上	5,128	23,645	33,681	3,001	3,265	68,720
	合計	5,212	24,124	34,334	3,039	3,298	70,007

出典：R1年 障害福祉課業務資料



身体障害者手帳交付台帳登載数（那覇市含む）の推移（等級別）（単位：件）

障害種別	等級	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
視覚障害	1級	2,204	2,010	2,015	1,885
	2級	1,113	1,127	1,152	1,181
	3級	277	241	232	222
	4級	262	256	238	227
	5級	395	386	420	407
	6級	255	217	201	183
	計	4,506	4,237	4,258	4,105
聴覚・平衡機能障害	1級	332	329	323	322
	2級	2,003	1,933	1,911	1,820
	3級	789	764	810	817
	4級	1,571	1,496	1,828	2,064
	5級	17	18	20	23
	6級	2,773	2,772	3,086	3,186
	計	7,485	7,312	7,978	8,232
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	31	39	37	34
	2級	61	63	62	63
	3級	511	477	511	475
	4級	243	239	246	253
	5級				
	6級				
	計	846	818	856	825
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・ 運動機能障害)	1級	8,528	7,976	8,342	8,080
	2級	8,803	8,422	8,402	7,749
	3級	4,997	4,749	4,758	4,414
	4級	4,607	4,603	4,734	4,589
	5級	2,466	2,421	2,489	2,437
	6級	1,171	1,250	1,422	1,457
	計	30,572	29,421	30,147	28,726
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう直腸・小腸・ 免疫・肝機能)	1級	11,650	11,869	13,033	13,335
	2級	389	429	519	517
	3級	7,208	7,145	7,628	6,992
	4級	5,142	5,974	7,353	7,275
	5級				
	6級				
	計	24,389	25,417	28,533	28,119
合計	1級	22,745	22,223	23,750	23,656
	2級	12,369	11,974	12,046	11,330
	3級	13,782	13,376	13,939	12,920
	4級	11,825	12,568	14,399	14,408
	5級	2,878	2,825	2,929	2,867
	6級	4,199	4,239	4,709	4,826
	等級等不明	44	-	-	-
	合計	67,842	67,205	71,772	70,007

出典：福祉行政報告例

(2) 知的障害

療育手帳交付者数は、令和元年度末で 17,011 人となっており、県人口 1,457,451 人（令和2年3月時点）の 1.2%となっています。経年的に増加を続け平成28年度末と比較すると1,662人、率にして10.8%増加しています。

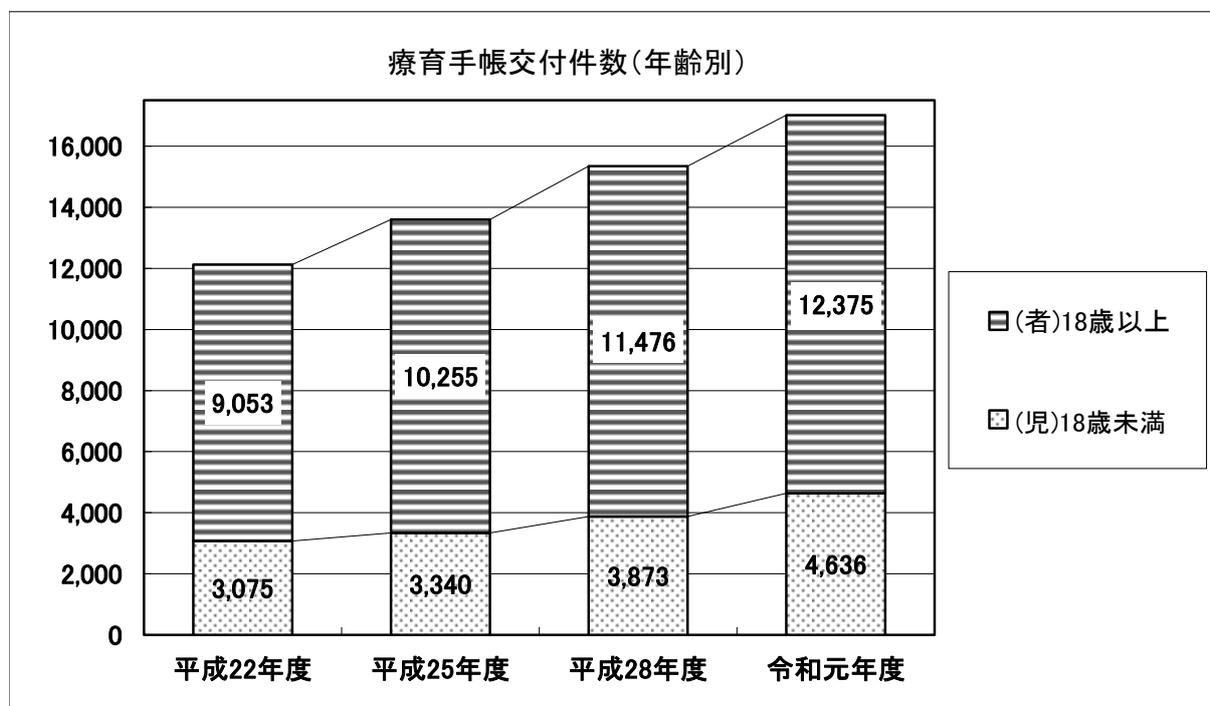
程度別で見ると、最重度・重度（A1・A2）の判定を受けている者は、5,500人で全体の32.3%となっています。

療育手帳交付台帳登録数の推移

（単位：件）

程度	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	810	825	763	874
	(者)18歳以上	3,153	3,584	4,061	4,626
	計	3,963	4,409	4,824	5,500
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	2,265	2,515	3,110	3,762
	(者)18歳以上	5,900	6,671	7,415	7,749
	計	8,165	9,186	10,525	11,511
合計	(児)18歳未満	3,075	3,340	3,873	4,636
	(者)18歳以上	9,053	10,255	11,476	12,375
	計	12,128	13,595	15,349	17,011

出典：福祉行政報告例



圏域別 療育手帳交付台帳登録数（令和元年度）（単位：件）

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	27	270	541	16	20	874
	(者)18歳以上	418	1,574	2,250	169	215	4,626
	計	445	1,844	2,791	185	235	5,500
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	191	1,274	2,074	54	169	3,762
	(者)18歳以上	723	2,691	3,596	313	426	7,749
	計	914	3,965	5,670	367	595	11,511
合計	(児)18歳未満	218	1,544	2,615	70	189	4,636
	(者)18歳以上	1,141	4,265	5,846	482	641	12,375
	計	1,359	5,809	8,461	552	830	17,011

出典：R1年 障害福祉課業務資料

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、令和元年度時点における交付数は32,026人となっており、県人口1,457,451人（令和2年3月時点）の2.2%を占めています。

等級別で見ると、1級(重度)の精神障害者は全体の28.0%となっています。なお、交付者数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計です。また、精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付状況（単位：件）

	1級	2級	3級	計
H24	1,343	3,873	699	5,915
H25	2,279	3,864	1,271	7,414
H26	2,220	4,969	1,313	8,502
H27	2,711	5,494	1,599	9,804
H28	2,494	5,459	1,648	9,601
H29	2,879	5,837	1,797	10,513
H30	2,622	6,228	1,839	10,689
R1	3,103	6,496	2,039	11,638
年度末交付者数	8,952	17,524	5,550	32,026

出典：「沖縄県における精神保健福祉の現状 令和元年」
（沖縄県保健医療部地域保健課）

圏域別 精神障害者保健福祉手帳承認件数（令和元年度）（単位：件）

等級	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
1級	176	1,321	1,482	66	58	3,103
2級	367	2,408	3,468	139	114	6,496
3級	94	752	1,099	57	37	2,039
合計	637	4,481	6,049	262	209	11,638

出典：沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

精神科病院への入院患者の状況は、平成29年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

入院・通院患者数（毎年6月末現在）の推移（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
入院患者数	4,964	4,911	4,861	4,742	4,784	4,736

出典：沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

(4) 発達障害

現在、国や本県においては、発達障害者数の公的な数値はありませんが、乳幼児健康診査における精神発達及び言語発達の有所見率は、令和元年度で1歳6か月健診が5.1%、3歳児健診で5.7%となっています。

有所見率について (単位：%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1歳6か月児	受診率	86.7	88.0	88.1	90.5	90.5	90.6	90.6
	有所見率	5.6	5.7	5.1	4.8	5.2	5.1	5.1
3歳児	受診率	83.5	85.0	85.0	87.2	87.9	89.4	89.5
	有所見率	5.9	5.7	5.7	5.9	5.6	6.4	5.7

参考：R1年度 乳幼児健診報告書

(算定方法)

1歳6ヶ月児：有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

3歳児：有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

(5) 難病

現在、国や本県においては、難病患者数の公的な数値はありませんが、特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている者は、令和元年度末時点で10,711人となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証交付者数(各年度末時点)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
8,722	9,814	10,496	10,184	10,318	10,711

出典：沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料